遠野市監査委員告示第2号
平 成 ２ ９ 年 ２ 月 ２ ８ 日

平成28年度定期監査(前期)の指摘事項に対する措置方針について、平成29年２月27日付け遠財第94号で回答がありましたので、地方自治法第 199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員　　佐　藤　サヨ子
遠野市監査委員　　佐々木　資　光
遠野市監査委員　　瀧　本　孝　一

29.2.27

遠 財 第 94 号
平成29年2月27日

遠野市監査委員　様

遠野市長　本　田　敏　秋

平成28年度定期監査(前期)の指摘事項に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　指摘事項及び措置方針

(1)　で・くらす遠野定住促進事業費（空き家リフォーム事業助成金）　…連携交流課

［指摘事項］

本年度の補助申請２件について工事完了２カ月近く経過しているが、事業完了報告書（10日以内）が提出されておらず、また検収も行われていなかった。迅速に工事完了確認、助成金交付が行われるよう、タイムスケジュール管理による事務改善が必要である。

［措置方針］

今回の完了確認の遅延は、補助申請者に対し工事完了後の報告書提出について十分な説明をしていなかったことと、完了予定日以後の市からの確認が遅れたことによるものです。

今後は、補助対象事業に係る日程を課内共通のスケジュールに明示するほか、完了予定日が近づいた際には申請者に進捗状況を確認することにより、再発防止に努めます。

なお、指摘のあった２件の申請については、平成28年10月26日に申請者からの事業報告書提出を受け、同日に補助対象物件の検収を完了し、11月15日に支払が完了しました。

(2)　耕畜連携ネットワーク推進事業費　…畜産振興課

［指摘事項］

委託条件については組合と協議しているが合意に至らず、10月末時点で未契約であるとのこと。年内には契約を行いたいとの説明であったが、市の方針として耕畜連携による農畜産業振興を目指していることから、事業着手遅れの事実に危機感を持って組合との協議をスピードアップされたい。

［措置方針］

大野平土づくりセンターについては、同施設を利用する大野平畜産振興組合では堆肥生産を受託できないとのことであることから、遠野市畜産振興公社が同組合に加入し堆肥生産を行うことで合意しました。堆肥生産にあたり堆肥製造機械（攪拌機）の修理が必要であることから、事業費の一部を修繕費に充て、平成 29 年４月からの本格稼動に向けて準備を進めています。

六角牛土づくりセンターについては、同センターを利用している六角牛堆肥生産利用組合では堆肥生産を受託できないとのことであることから、設置時の計画どおり４戸の組合員の活用により堆肥生産量を上げることとし、市として指導していくこととしました。

【担当：経営企画部　馬場（内線 140）】